

公募型樹木等採取説明資料

応募する場合は、応募様式に加え下記事項の内容確認及び了承した上で応募して下さい。

1. 公募日 平成29年9月1日

2. 概要

- (1) 名称 公募型樹木等採取に伴う公募（桐生市元宿町地先）
- (2) 場所 群馬県桐生市元宿町地先（渡良瀬川左岸50.4k付近）
（別紙参照）
- (3) 期間 平成29年12月1日から平成30年2月28日まで
- (4) 概要

河川の副産物の採取については、河川法（昭和39年法律第167号以下「法」という）第25条の河川区域内の土地における土石その他の河川の副産物の採取の許可に関する規定で同条の採取許可制度に基づき、河川法施行例（昭和40年政令第14号）第15条第1項に規定する竹木（以下「樹木」という。）あし及びかや等を対象に規定されています。

河川副産物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うものですが、河川管理上の支障となることから、樹木、芝草及び雑草（以下「樹木等」という。）に限定し、さらなる有効活用の促進から民間の許可受け者が除草や伐採等の取り組み試行を公募するものです。

3. 公募への参加資格

- ①直近1年間の税を滞納している者ではないこと。
※以下、企業等個人以外に求める資格。
- ②警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
- ③公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④公募期間中において、会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4. 応募方法

公募型樹木等採取試行申し込み書及び応募様式の提出

提出方法：郵送又は託送（簡易書留等記録の残るものに限る。）及び持参。

提出先：国土交通省 渡良瀬川河川事務所 管理課 維持係

〒326-0822 栃木県足利市田中町661-3

電話 0284-73-5557 （内）334

受付期間：平成29年9月1日（金）から平成29年10月31日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

5. 選定方法の概要

(1) 選定者の決定方法

応募書類をもとに、採取に関する計画及び採取を実施する工程、採取の面積などから総合的に評価し、優れた者を選定する。

選定にあたっては、必要な情報収集あるいは、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒヤリング等を実施することがある。

なお、上記の審査結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から当方の抽選により申請者より選定する。

6. 採取区域とそこに生育する樹種、樹径等の情報

(1) 採取区域は別紙のとおり。

(2) ハリエンジュを主体とした雑木林（目通しの樹幹は周径80cm程度。）

7. 採取時期

平成29年12月1日（金）～平成30年2月28日（水）

※ 渡良瀬川河川事務所と工程調整を図り実施するものとする。

8. 採取に当たって実施すべき安全対策等（清掃、交通整理等）の内容

(1) 堤防天端道路を横断する際は、歩行者、自転車、河川管理車両等を優先し十分な安全確認を行い通行すること。

(2) 作業において、泥汚れや樹木片の散乱が発生した場合は清掃を実施すること。

(3) 作業においては、関係法令等を遵守すること。

9. 採取を実施する工程

伐採作業から搬出作業まで

10. 作業環境

(1) 進入路の幅員：約3m（桐生大橋をくぐります。）

(2) 出入り口：一部に桐生商業高等学校野球場アクセス路との交差あり

(3) 仮置場：有り

*作業に伴う道路環境【幅員等】は、別紙を参照

11. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取り扱い及び河川管理者の指示による中止の扱い

(1) 河川管理者が、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から平常時の巡視等において採取の実施状況を把握する。その結果に基づいて、必要に応じて許可受け者に適切な指導を行う場合がある。

また、許可受け者が樹木等を採取するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように指導する場合がある。

なお、採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行わなければならない。また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者から速やかに通報を求め、適切に対応するよう指示する場合がある。なお、河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求

めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがある。さらに河川管理者から指示があった場合には、無償で採取を停止することとする。

1 2. 採取料徴収

今回は採取料の徴収は行わないものとする。

1 3. 完了報告

許可受け者は、採取が完了したときは、河川管理者に報告を行うこと。

1 4. 履行確認

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、許可受け者に対して指導を行う場合がある。指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は許可を取り消す場合がある。このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合がある。

1 5. 説明会

公募期間中の説明会は行わない。

1 6. 応募様式及び説明資料に対する質問

(1) 応募様式及び説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

①提出方法：質問する場合は、書面により提出するものとする。

質問書に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話を記載すること。

②公募内容の質問：平成29年10月31日（金）16時00分まで。

回答は、質問から速やかに行います。

③受領期間：平成29年9月1日（金）の8時30分から平成29年10月31日（火）17時15分まで。

1 7. 無効

公募において示した参加資格のない者の申請書又は資料に虚偽の記載をした者の決定者としていた場合には決定を取り消す。